



内閣府

平成29年5月10日
～美ら島の未来を拓く～
内閣府沖縄総合事務局

宅地建物取引業者に対する監督処分について

記者発表資料

内閣府沖縄総合事務局は、株式会社リョウエンタープライズに対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

平成29年5月10日

内閣府 沖縄総合事務局

問 い 合 わ せ 先

開発建設部	建設産業・地方整備課
	課長 豊見山 秀樹 (内線3116)
	課長補佐 宇栄原 敏 (内線3155)
	電話 098-866-0031 (代表)

宅地建物取引業者に対する監督処分について

株式会社リョウエンタープライズの宅地建物取引業法違反について、内閣府沖縄総合事務局長は、本日、同社に対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を下記のとおり行った。

記

1. 処分内容

宅地建物取引業法第66条第1項第3号に基づく免許取消処分

2. 処分理由

株式会社リョウエンタープライズの宅地建物取引業法施行令第2条の2で定める使用人が宅地建物取引業法第5条第1項第3号に該当する者であることが判明したため

(参考) 株式会社リョウエンタープライズ
代表取締役 吉山 亮太
沖縄県沖縄市字登川3231番地1

◎宅地建物取引業法（抜粋）

（免許の基準）

第5条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。

一～二の三 省略

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

三の二～九 省略

2 省略

（免許の取消し）

第66条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該免許を取り消さなければならない。

一・二 省略

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第5条第1項第一号から第三号の三までのいずれかに該当する者があるに至ったとき。

四～九 省略

2 省略

◎宅地建物取引業法施行令（抜粋）

（法第3条第1項の事務所）

第1条の2 法第3条第1項の事務所は、次に掲げるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 省略

（法第4条第1項第二号等の政令で定める使用人）

第2条の2 法第4条第1項第二号及び第三号、第5条第1項第七号及び第八号、第8条第2項第三号及び第四号、第65条第2項第七号及び第八号並びに第66条第1項第三号及び第四号の政令で定める使用人は、宅地建物取引業者の使用人で、宅地建物取引業に関し第1条の2に規定する事務所の代表者であるものとする。